

第1回三重県総合博物館等指定管理者選定委員会概要

- 1 開催日時 平成29年7月26日(水)14時30分～16時5分
- 2 開催場所 三重県庁 講堂棟3階 第132会議室
- 3 出席者 小川委員、片山委員、河原委員、豊田委員、錦委員
- 4 傍聴人 4人

5 内容

(1) 委員長選出

委員長に豊田委員が選出され、職務代行者は片山委員が指名された。

(2) 事務局説明

審議の前提として、次の事項を説明した。

- ① 指定管理者選定委員会の運営
- ② 指定管理者制度活用の方針
- ③ 選定に係る今後のスケジュール
- ④ 三重県総合博物館及び三重県立美術館の概要
- ⑤ 三重県総合博物館等指定管理者指定申請要項(案)

これらに関する主な質疑は以下のとおりであった。

質問：「指定管理者制度活用の方針」で対象となっている県立図書館について、この委員会で指定管理者を選定しない理由は何か。

回答：総合文化センターは文化会館や図書館等からなる複合施設であり、同センターについて平成31年度までの指定管理者は既に選定し、運用しているが、その指定管理業務の対象として県立図書館が含まれていないという形である。このため、今年度中に、同センターの指定管理業務の範囲を変更して、県立図書館の施設管理等を含む形にするが、これは現在の指定管理者との協定変更で対応する。

質問：前回の総合文化センターの指定管理者には何者ぐらい応募があったのか。

回答：現場説明会には複数者が参加したが、応募したのは現在の指定管理者である公益財団法人三重県文化振興事業団(以下、文化振興事業団という。)のみだった。今回については非公募で実施する。

質問：新たに業務を追加することになるが、文化振興事業団の今の人員でやっ
ていけるのか。

回答：事業団から提出される事業計画で明らかにしてもらおう。過去の例から増
員や委託で対応するのではないかと想定しているが、いずれにしても必
要な経費も考慮して上限額を考えている。

(3) 三重県総合博物館等指定管理者審査基準（案）についての審議

事務局から審査基準及び配点の案を説明し、以下のような主な質疑を経て、
「三重県総合博物館等指定管理者審査基準（案）」のとおりとすることが了
承された。

質問：審査基準3について、④の配点など、平成26年に総合文化センター選定
を行った際とは異なる部分があるが、この理由は何か。

回答：総合文化センターの場合は、公演・講座の開催や貸館等、同センターの
サービスすべてを対象としており、独自提案できる範囲も広範である。
一方、今回の2施設については、施設管理とゾーン共通の広報、アンケ
ートの一部等を指定管理の対象としており、独自提案できる範囲も総合
文化センターと比較すると狭くなっていること等を勘案した。

質問：施設管理とともに指定管理の対象とした広報とはどんなものか。

回答：広報は学芸・司書業務と密接な関連があること等から、今回の対象は、
文化交流ゾーン構成施設の全部又は一部が協力して実施する展示・イベ
ント等の広報や、県が作成した展覧会等のポスター・チラシについて県
や関連組織と協力しての配布等としている。

(4) 今後のスケジュールについて

文化振興事業団へ申請要項送付、質疑応答、現場説明の後、申請をいただ
き、第2回の選定委員会において、プレゼンテーション、ヒアリングのうえ、
選定の可否を審議する。

(5) 選定委員会の公開・非公開について

第2回の選定委員会については、申請者の保護すべき情報を審査すること
等から、「附属機関等の会議の公開に関する指針」の3、第1号の規定に基
づき非公開とすることを決定した。